

用等)事項, 軍事司法(軍事裁判等)事項に大別できる。旧日本陸海軍では軍制, 軍事司法事項は法律(例えば兵役法, 陸海軍刑法), 勅令(例えば官制, 武官任用令)によって制定公布されたが, 軍令事項は特に統帥関係事項として「軍令」(明治40年軍令第1号)という特別の形式をもって制定されていた。ただし, 軍政事項と軍令事項は相互に密接に関連し, 両者の区分が明確でない面があり, これらを両属事項とも呼称した。→軍事大権, 軍事司法制度, 軍政, 軍令, 統帥権

軍属 (軍属) 陸(海)軍文官, 同待遇者(高等官待遇の法務官試補, 判任官待遇の監獄看守および警査等)および宣誓して陸(海)軍の勤務に服する者をいい, 準軍人として軍事法制の下に置かれ, 軍人と並ぶ陸(海)軍の構成員。文官はさらに普通文官, 教官, 技術官, 法官, 監獄官, 通訳官, 看護婦長等に区分され, また宣誓して陸(海)軍の勤務に服する者には嘱託員, 雇員(平時教官, 技術官の欠員補充の場合, 定員外に必要な場合等に採用された)および傭人(守衛, 看護婦, 小使, 給仕, 馬丁, 消防夫等)の区分があった。陸軍造兵廠, 海軍工廠等の工具の一部の者を除いて軍属ではなかった。→武官

軍隊 army, armed force, die Armee, l'armée, BOŪCKO 戦闘遂行を目的として組織された武装団体。国際法的には, 戦闘に従事しうる法的権利を認められた人々たる交戦者から成る団体が正規軍と不正規軍がある。交戦資格者としての条件は, 「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」(1907年)附属書にある条件, すなわち「一部下ノ為ニ責任ヲ負フ者其ノ頭ニ在ルコト 二 遠方ヨリ認識シ得ヘキ固著ノ特殊徽章ヲ有スルコト 三 公然兵器ヲ携帯スルコト 四 其ノ動作ニ付戦争ノ法規慣例ヲ遵守スルコト」を必要としている。この条件を備えていれば民兵, 義勇兵も軍隊とみなされる。同様の条件は軍艦および軍用航空機にも適用されている。軍隊は, 戦時, 戦闘に参加して敵に対し直接加害行為を行う実権があり, 敵の権力下に落ちた場

合, 捕虜として取扱われる。

政治的にいうと, 軍隊はこれを保有する国家(時に政府, 元首, 党)の政策遂行の機関である。通常, 軍隊は国防目的のため国家の実力組織として維持されるほか, 警察の外治安維持機能を補足するなど, 国家の領域内外での物理的強制力の支柱をなしている。古来, その実力がしばしば運用者たる政府, 元首をしのぎ, 国家の中の国家となることがあるので, 近代国家においては, 軍隊を軍事技術の専門職能集団としての役割に徹しさせるよう, 各種の効果的管理がなされている。

軍隊はそれぞれの国家の政策に基づき, 軍事法制によって, 陸海空その他の職能に応じ, 陸軍, 海軍, 空軍, 海兵隊, 国境軍などとして具体的に建設, 維持, 管理される。軍隊を構成する骨幹は兵員と装備(武器, 艦船, 航空機などを含む)であり, これに戦闘, 作戦遂行能力を付与するものとして, 兵員の指揮, 統率, 士気, 規律, 教育訓練, 補充などの機能と装備, 資材の開発, 整備, 補給および基地施設の機能が不可欠である。なお旧日本陸軍では, その組織を平時編制において, 「軍隊」, 「官衙」, 「学校」および「特務機関」に区分し, 直接軍事行動を遂行する師団, 守備隊などの司令部, 部隊のみを「軍隊」と称していた。→軍人, 軍事力, 戦争

軍隊区分 (軍隊) 各級指揮官が, 指揮下部隊を任務達成に適するように, 一時的に配属・欠除の関係を選定したもの。具体的には, 歩兵連隊に戦車連隊の編制内にある戦車中隊を戦闘のために配属したり, 行軍のために師団内の各部隊を右縦隊, 左縦隊等に区分することなどをいう。→戦闘序列, 編組, 編成

軍幕僚大学 Armed Forces Staff College ⑧ バージニア州ノーフォークにある。1946年8月13日に創設され, 統合参謀本部の管轄下にある統合幕僚養成の教育機関。あらゆる段階における統合指揮の任務のための選抜された軍将校を養成するため, 統合組織・計画・作戦および国家・国際安全保障についての研究をしてい

る。教育内容は, 軍隊の特性・組織・運用, 3軍間の関係, 統合指揮組織の原理, 統合指揮の要素と機能, 指揮官の戦略・戦術兵站責任, 統合作戦, 防衛管理, 国家・国際安全保障論を含んでいる。

軍閥 military clique または war lord 強力な軍事力を背景に政治権力または特権を握った軍人の一団。プロイセンおよび第二帝政下のドイツでは, 陸海軍の上層部が議会および政府から独立し, 強大な政治的特権を保持し, 時には政権それ自体を掌握して軍閥を形成した。中国の場合は, 清朝末期以後, 東北地方(旧満州)から雲南省に至る中国全土に直隸派, 安徽派, 奉天派, 政学系などの軍閥が生まれ, 列強の支援を受け自己の私兵をもってそれぞれの地域に政治・経済および軍事的支配機構を樹立し, 内戦をくり返した。→軍部

軍備 armament 防衛のために組織された国家の軍隊の兵力, 兵器・装備, 軍事基地・施設等から成る集合体。軍備競争, 軍備拡張, 軍備管理, 軍備縮小など軍事力より広い意味に使われる。→軍事力, 軍備管理

軍備管理 arms control 国際紛争の原因・誘因を減らし, あるいは発生した紛争の局限化を計るため, 一国または数カ国が協定によって, あるいは暗黙の了解の下で行う, 一連の自己規制原則に基づくさまざまな軍備措置。第2次世界大戦後の兵器の急速な進歩, とくに核兵器の発達によって, いずれの国にとっても無制限な戦争は利益がなく, 壊滅的な被害をもたらすとの認識から, 現在では戦争を回避あるいは抑止し, または局限化するための軍備管理が, 各国安全保障政策の核心となっている。その具体的な方法としては, (1)削減方式 軍縮, 兵力引離し等, (2)積極方式 ICBMの非脆弱化, 在来戦兵力増強等, (3)消極方式 核実験禁止, ABM限定的展開等, (4)予防方式 ホットライン, 衛星による偵察等がある。このように, 軍備管理は戦争抑止のための部分的軍備増強も含まれる非常に幅の広い概念であり, 軍縮はそのうちのひとつの手段にすぎない。わが国が非核3原

則を堅持し, 「相手国に脅威を与える兵器はもたない」として専守防衛体制を内外に明らかにしていることは, 軍備管理の一手段と考えることができる。

軍備管理関係条約には, 1979年末現在, 8個の多国間条約および23個の2国間条約がある。多国間条約には, 地域の中立化または非核中立化を目的とするもの, 核実験を制限するもの, 核兵器の拡散を防止するもの, 生物学的兵器の生産および貯蔵を禁止するもの, 軍事目的での環境破壊を防止しようとするものがあり, それらの名称は次のとおりである。(1)南極条約(1959年), (2)部分的核実験禁止条約(1963年), (3)宇宙条約(1967年), (4)ラテン・アメリカにおける核兵器禁止条約(1967年), (5)核兵器不拡散条約(1968年), (6)海底条約(1971年), (7)細菌兵器条約(1972年), (8)環境変更禁止条約(1977年)。

2国間条約の大部分はアメリカおよびソ連間のもので, 一部にイギリスおよびフランスとソ連間に締結されたものがある。これらの条約は, 主として戦略核兵器の制限, 核兵器の事故および核戦争の防止, 核実験の制限, 核兵器の拡散防止, 2国間の事件の発生防止または通信連絡手段の改善に関するもので, それらの名称は次のとおりである。(1)アメリカ・ソ連のホット・ライン協定(1963年), (2)核融合物質の生産削減に関するアメリカ・ソ連の合意(1964年), (3)イギリス・ソ連のホット・ライン協定(1967年), (4)アメリカ・ソ連のホット・ライン近代化協定(1971年), (5)アメリカ・ソ連の核兵器事故防止協定(1971年), (6)アメリカ・ソ連の公海上およびその上空における事件防止協定(1972年), (7)アメリカ・ソ連のSALT, ABM協定(1972年), (8)アメリカ・ソ連のSALT暫定協定(1972年), (9)アメリカ・ソ連間の関係の基本原則に関する協定(1972年), (10)アメリカ・ソ連の常設諮問委員会の設置に関する覚書(1972年), (11)アメリカ・ソ連の公海上の事件防止協定に関する覚書(1973年), (12)アメリカ・ソ連の常設諮問委員会規則に関する覚